蓮田等ノ返ルナル後ニ提出セル嘆願書ノ内容ニ依レハ
為メ生活セントスル事ヲ述ヘシヤ右ニ依ル嘆願書ノ内容
ニ就キ即時同会団結十六種ニ採用シ合議シ諸君
ノ主張ヲ考慮シ目下審議中ニシテ目下モ其出来
サレハ諸君ノ意ニ副ハントスルモノナリ右回答セル
ヨリ争議部長鈴木部長ハ会見十八日ニシテ解決セリ

(12)、翌ニ至リ会社ヨリ通告アリ退職者ヲ除名セラレタル旨蓮田部長
部ノ保護者ノ職工馬場政五郎ヨリ宛ニ完井治会ノ田辺ニ至
月二日午前十時三十分電気局ヨリ何等ノ交渉ナキニ付
于茲ニ会社ニ於テ山下担当ノ荒井方面ニ会見シ
蓮田等ノ今回ノ争議解決ニ付キ本日発表セラレ
右ノ事ニ就キ検討セラレ度シト申出デタル
其ノ内容ヲ說明シテ返ヘシ

当社ヨリ職工ノ賃金支払部ニ十一月度通知セシモ先ニ
モ諸君等ハ一部代表ト協議解決条件ヲ発表セシ
トシテ左ノ如キ條件ヲ書キ一部手交シタルハ十月二十
日迄ニ発表セシメ付秘密セラレシ事ハ付記シ会見十五
日間ニシテ退出ス

條件

一、今回の解雇者の復職は之を限定しはせしめ
適当と認むるに至れる者あるときは再採用する
とあるナリ

二、解雇者の退職手当は普通退職手当の取扱とし依頼
を支給せさるも備品返納に対し二の際宗教相談に
して金一封宛を贈呈す

三、今般花岡氏其他ノ関係者ニ対シ十九日迄ニ出勤セシメ